

○山口県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令

平成19年11月27日  
本部訓令第32号

(趣旨)

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、山口県警察における遺失物等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 交番その他の派出所
- (2) 駐在所
- (3) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして、別表の左欄に掲げるもの  
(物件の提出又は届出を受ける窓口等)

第3条 法第4条第1項若しくは法第13条第1項の規定による提出（以下単に「提出」という。）又は法第17条、法第20条第3項若しくは法第21条第2項の規定による届出は、警察署又は交番等において受けるものとする。

- 2 警察署長は、拾得の場所が管轄区域内であるかどうかにかかわらず、物件の提出があったときは、これを受けなければならない。
- 3 物件の提出があったときは、提出者（提出をした拾得者又は施設占有者をいう。以下同じ。）の面前で当該物件の詳細を確認しなければならない。
- 4 規則第26条に規定する提出書又は保管物件届出書、物件売却届出書若しくは物件処分届出書は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年山口県規則第80号）の規定の例により、電子情報処理組織を使用し、電磁的記録により受理することができる。

(交番等において物件の提出を受けたときの措置)

第4条 交番等において物件の提出を受けたときは、拾得物件控書及び拾得物件控書の副本並びに拾得物件預り書を作成しなければならない。この場合においては、当該提出物件に係る法第7条第1項各号に掲げる事項を警察署に報告し、当該提出物件に係る受理番号を照会するとともに、当該提出物件の処理状況について拾得物件等処理簿に記載しなければならない。

- 2 前項に規定する拾得物件控書の副本については、当該拾得物件控書の副本を作成した交番等において保管するものとする。
- 3 第1項の規定による報告及び照会は、執務時間（山口県の執務時間に関する規則（平成元年山口県規則第38号）第1項に規定する執務時間をいう。以下同じ。）にあっては警察署の会計課長に、執務時間以外の時間にあっては警察署の当直主任に対して行うものとする。
- 4 第1項の規定により拾得物件控書を作成したときは、当該提出物件及び当該拾得物件控書を警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、交番等において当該提出物件を保管することができる。
- 5 前項本文の規定による送付の時期は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 交番その他の派出所 勤務員の交替時

(2) 駐在所 物件の提出を受けた日から7日以内

(3) 別表の左欄に掲げる施設 別表の中欄に定める時期

6 前2項の規定にかかわらず、高額な物件、危険物その他の交番等において保管することが適当でない認められる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに、警察署に送付するものとする。ただし、やむを得ない事情により、直ちに送付することができないときは、この限りでない。

7 警察署において第4項及び前項の規定による送付を受けるときは、拾得物件控書引継状況一覧表によりその状況を明らかにするとともに、当該提出物件と当該拾得物件控書の記載事項を照合するものとする。

(交番等において現金の提出を受けたときの措置)

第5条 前条第1項の場合において、現金(他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。)の提出を受けたときは、提出者の面前で、現金収納袋(別記第1号様式)に当該現金を収納し、封をしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、現金の提出を受けたときの措置について必要な事項は、別に定める。

(交番等において届出を受けたときの措置)

第5条の2 交番等において法第17条の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る法第17条後段の規定により保管する物件について、法第18条の規定により準用する法第7条第1項各号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、当該届出に係る受理番号を照会しなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。

3 第1項の規定により法第17条の規定による届出を受理したときは保管物件届出書を、物件売却届出書又は物件処分届出書をうけたときは当該届出書を警察署長に送付しなければならない。

4 第4条第5項の規定は、前項の規定による送付について準用する。

(施設において拾得された物件の取扱い)

第6条 施設において物件(埋蔵物を除く。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)が警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から提出があったものとして取り扱うものとする。

2 前項の規定により提出を受けたときは、拾得物件預り書を2部作成し、同意をした施設占有者及び拾得者にそれぞれ交付するものとする。

(拾得物件一覧簿等の記載)

第7条 規則第4条第1項の規定による書面への記載は、警察署において、交番等から第4条第1項の規定による報告を受けたとき又は警察署において提出物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに、拾得物件一覧簿(別記第1号様式の2)に行うものとする。

2 規則第4条第2項の規定による書面への記載は、警察署において、法第17条の規定による届出を受理したとき又は交番等から第5条の2第1項の規定による報告を受けたときに、特例施設占有者保管物件一覧簿(別記第1号様式の3)に行うものとする。

(盗品等の取扱い)

第8条 犯罪の犯人が占有していたと認められる物件については、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第221条又は第222条及び犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)の定めるところにより取り扱わなければならない。

(埋蔵物及び文化財の取扱い)

第9条 警察署長は、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められる場合において、当該物件の発見された土地が県内であるときは、当該物件に文化財提出書(別記第2号様式)を添え、警察本部長を経由して知事又は下関市教育委員会に提出しなければならない。

2 警察署長は、知事又は下関市教育委員会に提出した物件が文化財でないことが判明し、差し戻しを受けたときは、その旨を拾得物件控書に記載し、埋蔵物として取り扱うものとする。

3 警察署長は、文化財の所有者から当該文化財の返還の請求があったときは、知事又は下関市教育委員会に当該文化財の返還を求め、これを引き渡さなければならない。

(拾得物件預り書の再交付)

第10条 拾得物件預り書の交付を受けた提出者から当該拾得物件預り書を滅失し、又はき損した旨の届出があったときは、滅失届又はき損届の提出を求め、正当な理由があると認めるときは、拾得物件控書の備考欄に必要な事項を記載し、拾得物件預り書を再交付するものとする。

(遺失届を受理する窓口等)

第11条 遺失届は、警察署又は交番等において受理するものとする。

2 電話により遺失届があったときその他適当と認めるときは、遺失届出書を代書し、受理することができる。

3 遺失届出書は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定の例により、電子情報処理組織を使用し、電磁的記録により受理することができる。

4 警察署長は、遺失の場所が管轄区域内であるかどうかにかかわらず、遺失届があったときは、これを受理しなければならない。

(交番等において遺失届を受理したときの措置)

第12条 交番等において遺失届を受理したときは、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。

3 第1項の規定により遺失届を受理したときは、遺失届出書を警察署に送付しなければならない。

4 第4条第5項の規定は、前項の規定による送付について準用する。

(特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置)

第13条 警察署長は、爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の特異な物件であって、早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、地域部地域運用課に対する手配の依頼、地域住民への広報その他の必要な措置を講ずるものとする。

(遺失届一覧簿の記載)

第14条 規則第5条第2項の規定による書面への記載は、警察署において、交番等から第12条第1項の規定による報告を受けたとき又は警察署において遺失届を受理したときに、遺失届一覧簿(別記第2号様式の2)に行うものとする。

(遺失届一覧簿等による遺失届の有無の確認)

第15条 交番等において第4条第1項の規定による報告をするときは、併せて、当該提出物件について、遺失届一覧簿における該当する遺失届に係る記載の有無を照

会するものとする。

- 2 規則第6条第1項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受けたとき又は警察署において提出物件に係る拾得物件一覧簿若しくは特例施設占有者保管物件一覧簿の記載をするときに行うものとする。
- 3 規則第6条第1項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていると認められるときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容を照合するものとする。

(システムによる遺失届の有無の確認等)

第16条 提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに、山口県警察遺失物管理システム(以下単に「システム」という。)に必要な事項を登録するものとする。

- 2 法第8条第1項(法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。)の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。
- 3 規則第6条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の警察署長(他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。)になされていると認められるときは当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容を照合するものとする。

(拾得物件一覧簿等による提出物件等の有無の確認)

第17条 交番等において第12条第1項の規定による報告をするときは、併せて、当該遺失届に係る物件について、拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿における該当する提出物件又は保管物件に係る記載の有無を照会するものとする。

- 2 規則第7条第1項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受けたとき又は警察署において受理した遺失届に係る遺失届一覧簿の記載をするときに行うものとする。
- 3 規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていると認められるときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

(システムによる提出物件等の有無の確認等)

第18条 遺失届を受理したときは、速やかに、システムに必要な事項を登録するものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。
- 3 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の警察署長に提出又は法第17条の規定による届出がなされていると認められるときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容を照合するものとする。

(提出物件の保管)

第19条 警察署において提出物件を保管するときは、当該提出物件に拾得物件控書の受理番号、受理年月日及び物件の種類を記載した整理票を付けるとともに、当該提出物件及び当該拾得物件控書を施設設備のある保管庫に保管するなど必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該提出物件が保管庫に保管することが適当でな

い物であるときは、当該提出物件に応じた適切な方法で保管することができる。

- 2 前項の規定は、交番等において提出物件を保管する場合について準用する。  
(乗車券等の取扱い)

第20条 警察署長は、保管する提出物件のうち乗車券、乗船券、当せん金付証票、商品券その他これに類するもの(法第35条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。)であって、その保管中に払戻期間又は引取期間が満了する日が到来するものについては、当該満了する日前に現金に換えておくなど必要な措置を講ずるものとする。

(現金の保管)

第21条 警察署における現金の保管について必要な事項は、別に定める。

(提出物件の処分)

第22条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が滅失し、又はき損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定により売却することができない物であると明らかに認められるときは、警察署長の指揮を受けて、交番等においてこれを廃棄することができる。

- 2 規則第14条の規定による通知(次項において単に「通知」という。)は、拾得物件処分通知書(別記第3号様式)により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法)

第23条 規則第18条第1項の規定による通知(次項において単に「通知」という。)は、遺失物確認通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 3 規則第18条第2項の規定による通知(次項において単に「通知」という。)を行う場合は、拾得物件返還通知書(別記第5号様式)により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 5 規則第18条第4項の規定による通知(次項において単に「通知」という。)を行う場合は、物件の所有権を取得する権利を有する拾得者又は施設占有者には所有権取得通知書(別記第6号様式)により、物件の所有権を取得する権利を有しない拾得者又は施設占有者(法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。)には費用請求権通知書(別記第7号様式)により、それぞれ行うものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、その経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(現金の返還又は引渡しの方法)

第24条 現金を遺失者に返還し、又は権利取得者に引き渡すときは、警察署において保管する現金を使用することができる。ただし、保管する現金の総額が返還又は引渡しに係る額に満たない場合その他やむを得ない事情がある場合は、小切手を振り出して交付するものとする。

(照会)

第25条 法第12条の規定による公務所又は公私の団体への照会について必要な事項は、別に定める。

(県への所有権の帰属)

第26条 法第37条第1項第1号の規定により県に帰属した物件を引き継ぐときは、県帰属引継調書(別記第8号様式)により行うものとする。

(帳簿)

第27条 警察署長は、提出物件の処理状況を明らかにするため、次に掲げる帳簿を備え付けなければならない。

(1) 現金出納簿(別記第9号様式)

(2) 保管金品整理簿(別記第10号様式)

第28条 警察署長は、人事異動その他の理由により、その職を離れるときは、発令日をもって現金出納簿及び保管金品整理簿の最終記事の次欄に引継年月日を記載し、後任者とともに署名しなければならない。

(事故報告)

第29条 警察署長は、提出物件について事故があったときは、速やかに、その状況を警察本部長に報告しなければならない。

(検査)

第30条 警察本部長は、必要があると認めるときは、部下職員に命じて提出物件に関する検査を行わせることができる。

(本部施設等における取扱い)

第31条 第2条第3号の施設における物件の取扱いは、別表の左欄に掲げる施設に係る所属の職員が同表の右欄に掲げる警察署長の指揮を受けて行うものとする。

2 第3条第1項又は第11条第1項の規定にかかわらず、祭礼等が行われる際に設ける臨時の施設においても、物件の提出を受け、又は遺失届を受理することができる。

(システムの運用)

第32条 第16条及び第18条に定めるもののほか、システムへの登録、システムによる照会その他のシステムの運用について必要な事項は、別に定める。

別表（第2条、第4条、第31条関係）

施設 の 名 称	送付の時期	警察署長
山口県警察本部	随 時	山口警察署長
山口県総合交通センター	随 時	山口南警察署長
山口県警察本部交通部交通機動隊	勤務員の交替時	防府警察署長
山口県警察本部交通部高速道路交通警察隊徳山分駐隊	勤務員の交替時	周南警察署長
山口県警察本部交通部高速道路交通警察隊小郡分駐隊	勤務員の交替時	山口南警察署長
山口県警察本部交通部高速道路交通警察隊下関分駐隊	勤務員の交替時	下関警察署長
山口県警察本部交通部高速道路交通警察隊徳山分駐隊岩国派遣所	勤務員の交替時	岩国警察署長
山口県警察本部交通部高速道路交通警察隊小郡分駐隊鹿野派遣所	勤務員の交替時	周南警察署長
山口県警察本部交通部高速道路交通警察隊下関分駐隊埴生派遣所	勤務員の交替時	山陽小野田警察署長